

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
祭日、
が
の翌日
に
あ
る
日
を
指
定
す
る
日
と
す
る
)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健課)
- 生活保護法による診療所の廃止 ()
- 土地改良区の役員の就退任 (農村整備課)
- 土地改良区の役員の退任 ()
- 土地改良事業の認可 (三件) ()
- 土地改良事業計画の変更の認可 (二件) ()
- 国土調査の成果の認証 ()
- 保安林の指定の解除予定 (森林保全課)
- 開発行為に関する工事の完了 (二件) (都市計画課)
- 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正 (会計課)
- 指定講習機関の住所等の変更 (運転免許課)
- ◇ 公 告 条件付一般競争入札の実施 (管理課)
- ◇ 正 誤 平成七年五月鳥取県告示第四百十四号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百三十六号

生活保護法 (昭和二十五年法律第四十四号) 第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こどもクリニックかさぎ	米子市中町七六一二	平成七年五月十一日
藤崎医院	鳥取市本町四丁目一〇	〃
森医院	西伯郡西伯町大字福成一〇三三一七	平成七年五月十七日
ケイ・アイ堂薬局	米子市皆生新田二丁目三二一一	平成七年五月十一日
もり薬局	米子市角盤町一丁目一四三	〃
長谷川薬局	米子市富益町四四七七一一	平成七年五月十二日

鳥取県告示第四百三十七号

生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
森医院	西伯郡西伯町大字福成九八五	平成七年四月三十日
笠木小児科医院	米子市中町七六	平成七年五月一日
藤崎医院	鳥取市本町四丁目一〇	〃

鳥取県告示第四百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり郡家土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 平井嗣夫 八頭郡家町大字市場一六三
 〃 露木忠治 八頭郡家町大字篠波七八
 〃 加藤一美 八頭郡家町大字上峰寺一八八
 〃 桑村義昭 八頭郡家町大字山田一七〇
 〃 古家祐之介 八頭郡家町大字大坪四一四
 〃 山根茂 八頭郡家町大字稻荷九七
 〃 中山一俊 八頭郡家町大字門尾二九八
 監事 平尾健男 八頭郡家町大字別府二六九一六
 〃 小谷勲 八頭郡家町大字宮谷七七一四
 平成七年四月二十七日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 平井嗣夫 八頭郡家町大字市場一六三
 〃 露木忠治 八頭郡家町大字篠波七八
 〃 加藤一美 八頭郡家町大字上峰寺一八八
 〃 桑村義昭 八頭郡家町大字山田一七〇
 〃 古家祐之介 八頭郡家町大字大坪四一四
 〃 山根茂 八頭郡家町大字稻荷九七
 〃 中山一俊 八頭郡家町大字門尾二九八
 監事 平尾健男 八頭郡家町大字別府二六九一六
 〃 小谷勲 八頭郡家町大字宮谷七七一四
 平成七年四月二十八日就任 任期四年

鳥取県告示第四百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり逢坂地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 中原小太郎 気高郡気高町大字上原二七三
 〃 中村輝夫 気高郡気高町大字八束水一二五〇
 平成七年三月九日退任

鳥取県告示第四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において、準用す

る同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業 業覚王寺谷地区農道整備）を平成七年五月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、関金町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業 関金（下井手）地区農業用排水）を平成七年五月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（単県土地改良事業 稲吉地区農業用排水）を平成七年五月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業 竹内地区農業用排水）に係る土地改良事業計画の変更を平成七年五月二十九日認可したので、同法第九十六条の三第五項の規定において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業 竹内地区農道整備）に係る土地改良事業計画の変更を平成七年五月二十九日認可したので、同法第九十六条の三第五項の規定において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
船岡町	平成三年度から平成五年度	船岡町(大字破岩及び大字船岡の各一部)の地籍図及び地籍簿	八頭郡船岡町大字破岩及び大字船岡の各一部	平成七年五月三十一日
智頭町	平成五年度及び平成六年度	智頭町(大字波多の一部)の地籍図及び地籍簿	八頭郡智頭町大字波多の一部	〃
気高町	平成四年度及び平成五年度	気高町(大字宝木の一部)の地籍図及び地籍簿	気高郡気高町大字宝木の一部	〃
関金町	平成三年度から平成五年度	関金町(大字関金宿及び大字安歩の各一部)の地籍図及び地籍簿	東伯郡関金町大字関金宿及び大字安歩の各一部	〃
大栄町	平成四年度から平成六年度	大栄町(大字東高尾の一部)の地籍図及び地籍簿	東伯郡大栄町大字東高尾の一部	〃
赤碕町	〃	赤碕町(大字籠津の一部)の地籍図及び地籍簿	東伯郡赤碕町大字籠津の一部	〃

鳥取県告示第四百四十六号
 次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市広瀬字松尾一〇三の三・一一〇三の七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市広瀬字松尾一〇三の二・一一〇三の九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第四百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年四月十三日 鳥取県指令受都計三一第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県飾磨郡夢前町前之庄一三九〇

株式会社 正光

代表取締役 丸尾 正

鳥取県告示第四百四十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年一月三十日 鳥取県指令受都計三一第二二二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大崎字高見

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町一一九一二

株式会社 ショーホク

代表取締役 松谷 佳興

鳥取県告示第四百四十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金

融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成七年六月五日から施行する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

上後藤支店

米子市上後藤二丁目

を

上後藤支店

米子市上後藤八丁目

に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十三号

指定講習機関に関する規則（平成二年五月国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定に基づき、指定講習機関から名称及び住所並びに特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地を変更しようとする旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年六月二日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

指定講習機関の名称	変更前後の別	住 所	特定講習の業務を行う事務所所在地
学校法人 イナバ自動車学校	変 更 前	鳥取市叶三〇六	鳥取市叶三〇六
	変 更 後	鳥取市里仁九七一一	鳥取市里仁九七一一

公 告

条件付一般競争入札を行うので、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）第10条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成7年6月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 工事名称 米子コンベンションセンター新築工事
- 2 工事場所 米子市末広町
- 3 工事概要
 - (1) 規模、構造等 会議棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階地下1階、塔屋付
建築面積 約2,801㎡、延べ床面積 約7,667㎡
ホール棟 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 地上4階
建築面積 約5,122㎡、延べ床面積 約9,048㎡
 - (2) 用途 コンベンションホール
 - (3) 工事種別 新築
- 4 工期 平成7年9月から平成10年1月31日まで（予定）
- 5 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 共同企業体に関する条件
 - ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。

- イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の3者による自主結成とし、県外に本店を有する者1者と県内に本店を有する者2者による組み合わせとする。
 - ウ 構成員の出資比率は、10分の2以上であること。
 - エ 本工事に監理技術者を専任で配置できること。
 - オ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。
 - (2) 共同企業体の構成員に関する要件
 - ア 県外に本店を有する者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
 - ロ 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち一般建築工事に係るものを有すること。
 - ハ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。）における建築一式工事の総合数値が1,500点以上であること。
 - ニ 建築業法第3条第4項に規定する特定建設業（建築工事業）の許可を受けていること。
 - ホ 平成7年6月2日（金）から同年8月1日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ヘ 平成2年度以降に、鉄筋コンクリート造延べ床面積10,000㎡以上の建築工事（倉庫、工場又は共同住宅の用途以外の新築又は増築工事に限る。）を元請けとして施工した実績があること。
- ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。
- (4) 次の掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

<p>① 建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>② 平成2年度以降に、鉄筋コンクリート造延べ床面積10,000㎡以上の建築工事（倉庫、工事又は共同住宅の用途以外の新築又は増築工事に限る。）に従事した経験を有する者</p> <p>(イ) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。</p> <p>(ロ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>イ 県内に本店を有する者</p> <p>(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知業が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事に係るものを有すること。</p> <p>(ロ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。）における建築一式工事の総合数値が820点以上であること。</p> <p>(ロ) 建設業法第3条第4項に規定する特定建設業（建築工事業）の許可を受けていること。</p> <p>(イ) 平成7年6月2日（金）から同年8月1日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(イ) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第2項に規定する一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(イ) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>(イ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p>	<p>6 設計図書の間覧場所等</p> <p>(1) 間覧場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部営繕課</p> <p>(2) 間覧日時 平成7年6月2日（金）から同年7月31日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>(3) その他 入札説明書による。</p> <p>7 入札説明書の交付 この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、その交付は次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 交付期間 平成7年6月2日（金）から同月19日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p> <p>8 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出 この条件付一般競争入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、次により申請書及び資料を持参の上提出しなければならない。</p> <p>(1) 提出期間 平成7年6月2日（金）から同月19日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p> <p>(3) その他 提出の際には、入札参加資格の確認の結果を通知するための封筒（表に申請書の</p>
---	---

